

令和7年度 養父市教育推進の重点

【編集】 養父市教育委員会
【発行】 令和7年4月

「生きる力」を生涯学ぶまち 養父市が育む ころ豊かで自立する人づくり ～ 「絆」を深め、「在りたい未来」を創造する力の育成～

養父市教育大綱

私たちのまちには、今から約170年前、池田草庵先生という偉大な教育者がいました。
草庵先生は、ふるさとを愛し、養父の地で青谿書院塾を開き、日本の発展に尽くした数々の優れた人材を育ててこられました。
明治維新の時代に、社会の変化に動じることなく、自ら正しく生きること、塾生を正しく学ばせること、正しい国の未来を示すことを考え、ふるさとで学問を深める道を選んだ草庵先生の生き方を根底において、養父市の教育を推進していきます。

草庵先生に学び、

人を大切にする心

家族や友だち、自分の周りの人々を大切にして命を尊び、
礼儀正しく、人に感謝と思いやりのある優しい人

未来を拓こうとする心

社会が著しく変化する中でも、自ら学び続け、未来を切り拓いていこうとする強い人

養父市を愛する心

住み続けたいと思うふるさと養父市を愛し、創ろうとする志をもつ人

この三つの心を育てることを柱とし、養父市の人づくりを進めていきます。

令和元年12月



青谿書院

はじめに

令和7年度から第4期養父市教育振興基本計画がスタートします。

第3期養父市教育振興基本計画中には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、体験活動の機会や地域とのつながりの減少、不登校児童生徒の増加などから、改めて社会全体の「絆」を深め、誰一人取り残さない教育の重要性を実感しました。また、一斉授業やオンライン授業、紙媒体やデジタル媒体による教材の活用等、多様な学びが確立されてきました。このことは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越えていくきっかけの一つになると思います。

急速な社会の変化が進む現代において、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。本市においては、合併から20年を経過しましたが、その人口は、合併当時から約8,000人減少しています。令和6年度の出生数は88人。「静かなる有事」とも言われる人口減少・少子化は、養父市の教育のあり方にも大きな影響を及ぼす喫緊の課題です。本市の今と未来を見極め、困難や試練に立ち向かい、予測困難な未来社会を生き抜くために、子どもたちには確かな学力に加え、自ら考え、判断し、行動する力や、多様な人々と協働する力が求められています。

このことから、第4期養父市教育振興基本計画の基本理念は、養父市まちづくり計画(令和3年10月)及び養父市教育のあり方検討委員会答申(令和4年12月)のもと、第3期と同様、「生きる力」を生涯学ぶまち養父市が育む ところ豊かで自立する人づくりとし、重点テーマを～「絆」を深め、「在りたい未来を創造する力」の育成～としました。「教育はまちづくりの根幹である」との自覚を持ち、全ての養父市民が生涯学び続けることができるまちの実現、ひいては、養父市まちづくり計画にある「学びがあふれる教育環境」のあるまちづくりこそが、養父市の未来を拓く原動力になると信じ、令和7年度の教育施策を進めていきます。

ウェルビーイングを一人一人の子どもたちに実現するために、「令和の日本型教育」の姿として、個々の個性を生かし、可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組をさらに推進します。保護者や地域の皆様には、教育に関わる当事者として、引き続き、ご理解・ご協力、協働と参画をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和7年4月

養父市教育委員会

これからの養父市の教育のあり方について ～「養父市教育のあり方検討委員会」答申に基づく実施計画書より～

養父市の最も重要な資源は、人材です。人が宝であり、まちの大切な財産である「人財」が、養父市の未来を照らし、希望を現実に変える力となります。「養父市まちづくり計画」将来ビジョンに基づき、次代を担う子どもたち、0歳から高齢者までの市民の新しい学びの場となる、「地域とともにある魅力ある学校・学びの場」を具体的な姿として実現することが、「人財育成」の起点になると考えます。養父市が、少子高齢化と人口減少に向き合いながら未来に歩を進めるために、養父市だからこそ実現できる、これからの教育のあり方、子育て、保育・教育環境のあり方、それに伴う施設等のあり方についてまちづくりの視点から検討を行い、未来のまちづくりへとつながる施策に取り組みます。

1 乳幼児教育について

《安心安全な教育環境の整備》

- ① 少人数保育・教育の是正、公立園と私立園のバランスを図ること
 - ▶こども園・保育所の閉園、幼小中の接続と連携のある教育の推進、老朽化したこども園舎の廃止、近隣小学校施設等との複合化・共用化については、現状の課題について保護者や地域、私立園等と情報を共有し、意見交換を行い、ニーズを把握したうえで今後の教育環境の整備等について方針を定めていく
- ② 安心安全な教育環境を整備すること
 - ▶長期的に維持するこども園等施設について、長寿命化改修工事を計画的に実施する
- ③ 現在の公立園・私立園協同の職員研修体制の更なる充実と改善を進め、養父市の乳幼児教育の魅力と質を向上させること
 - ▶乳幼児教育所管部署へ専門員（指導主事）を配置し、公立、私立への一体的な指導を行う体制を構築する
- ④ 教育・保育に係る人材確保のための待遇改善、保育定数の見直しなど、前例にとられない方策を強力に進めること
 - ▶保育士の負担軽減を目的とした土曜日の保育場所集約や保育定数の見直し、また、保育職員手当新設について検討し、実施可能な取組を進めて行く

3 市民の学びについて

《地域コミュニティの拠点づくり》

- ① 学校（廃校舎・廃園舎を含む）を核とした学びの場づくりを推進すること
 - ▶将来の目指すべき姿について、学校への働きかけや地域自治協議会、企業、コミュニティ・スクールなどと検討する
- ② 現在の市民の学びの組織の活用を継続すること
 - ▶現在、主たる市民の学びの拠点となっている生涯学習担当の市民生活部（公民館等）と、教育委員会との連絡会を随時開催するなど連携を強化し、情報の共有化や意見交換等を実施する
- ③ 活動の場と参加者に多様性を加え、学校施設等の複合化・共用化を進め、交流センターとしての機能を備えた市民大学型の自走する学びの場を整備・組織すること
 - ▶公民館や福祉部局、CAT（芸術文化観光専門職大学）との連携や先進地視察を行い、社会教育委員の意見も取り入れながら具体的な整備方針について検討する
- ④ 若者と地域がつながり、未来に向けてともに協働することによって地域の活力となる提案と行動ができる学びの場を市民や企業、NPO、地域自治組織（自治会・自治協議会）、外部人材等とともに創ること
 - ▶公民館や自治協議会及びCATや豊岡短期大学、高校等が連携して検討する仕組みを構築することと併せ、コーディネーターを育成することで実施に向けて取り組む
- ⑤ 学びの拠点のネットワーク化を可能にする公共交通基盤・情報基盤の整備を行うこと
 - ▶市役所全体で課題認識を共有し、特に、デジタル担当部署や公共交通担当部署との連携によって、学びの拠点のネットワーク化を進めて行く

2 学校教育について

《地域総がかりの学校づくり》

- ① 一人一人が楽しさを見つけることができる学校をつくること
 - ▶個別最適な学習指導を行うため、教職員の資質向上と併せ、教育支援員等の配置などの充実を図る
 - ▶子ども第三の居場所（ほっとステーション）は、こどもサポート室として令和5年6月開設デジタル教室や土曜学習教室としても活用し、利用状況やニーズを検証した上で、必要であれば、増設を検討していく
 - ▶国連が令和4年9月に発表した日本への報告に対する国の動向を注視しながら、インクルーシブ教育を実践している先進地の視察や研究を行い、質の高いインクルーシブ教育の実現を目指す
- ② 養父市ならではのキャリア教育、養父市の特色・校区の特色を生かした教育（食育、養蚕、ドローン、農業など）を行うこと
 - ▶特色のある学校づくりの推進のため、YABUスクールチャレンジ事業を実施するとともに、コミュニティ・スクールの活用について協議を進める
 - ▶イエナプランを実践している先進地の視察や研究を行い、養父市での導入可否について検討する
 - ▶ICT活用による複式学級における遠隔授業の特例について特区申請を国に対して行い、学校では、デジタルの活用を充実する
- ③ コミュニティ・スクールの本格運用と幼小中高大公連携を推進すること
 - ▶地域コーディネーターをモデル配置し、その成果等についてコミュニティ・スクールとも検証を行った上で、導入について検討する
 - ▶SC21など既に実施済みの学校もあるため、各校の空き教室の状況やセキュリティ対策などを確認し、地域との協議を行った上で実施可能な学校から順次設置を進めていく
- ④ 学校を拠点とした全ての市民の学びの場づくりを推進すること
 - ▶各校の状況やセキュリティ対策などを確認し、地域との協議を行った上で実施可能な学校から実施していく
- ⑤ 育ち合い・学び合いのある教育環境を整備すること
 - ▶継続して学舎制などについて調査研究を進めていく
 - ▶現状の課題について保護者や地域等と情報を共有し、意見交換を行い、ニーズを把握したうえで今後の教育環境の整備等について方針を定める
- ⑥ 学校の主体性を生かした研修により、教職員の指導力の向上を図ること
 - ▶学校提案による学校主体での取組を実現させるため、YABUスクールチャレンジ事業を実施する
 - ▶各校での研修の取組を全校で共有し、研修のあり方や、教員がボトムアップできる研修制度の創設などを検討する

令和7年度 養父市の教育重点取組事項

生きる力の育成 主体的・対話的で深い学びの実現

① 「子どもが主役の学び」の実現

- ・不易：学力向上、授業を変える
- ・「探究の過程」を授業の中心に＝「好き」のある学び
- ・教職員の資質向上＝発想の転換
＝「YABUスクールチャレンジ」(熟議)
＝幼児教育に学ぶ
- ・発信力の向上(読解力・対話力を徹底的に鍛える)
- ・デジタル学習基盤の活用＋スクールDX
- ・個別最適な学び＋協働的な学び ⇔ 指導の個別化＋学びの個性化
- ・脱個別最適化風



ICTを活用した授業

② ふるさと養父に学ぶ「やぶ学」(幼小中一貫教育のブラッシュアップ)

- ・「やぶ・ふるさとキャリア教育」の再構築＋**幼小中高大連携**
(こども園・保育所との連携＝かけはしプラン)
- ・突き抜けた(学校の発想を超える)ふるさと学習
＝目的の明確化
＝めざす子どもの姿の共有
＝先生方の熟議
＝やぶのキャリア教育
- ・学校園所の魅力化＋直接体験の重視
- ・先人の教えを生かす

③ 「共育」を創る～子どもの居場所づくり～

- ・流行：地域とともにある魅力と力のある学校園所
- ・学校運営協議会と学校を創る
＝地域の学校園所になる←地域・学校運営協議会との熟議
＝学校園所があるから地域があるのではなく、地域があるから学校がある
＝学校園所のための地域ではなく、地域と学校園所が協働できる関係づくり
＝学校園所と地域の学校運営協議会への真の理解と自走
- ・誰もが、安心して、熱中できる学びの場づくり
「多様な学びの場」(ほっとkukuna、クローバーkukuna)
多様な活動の場(部活動の地域展開)
教職員の探求心、研修意欲を生み出す職員室＝熟議の場と時間

④ 子どもを地域へ～部活動の地域展開～

- ・多様性のある学びと異年齢等、多様な仲間との学び、多様な体験
- ・社会的処方視点と地域貢献力の向上
- ・総がかりで子どもを育てる「共同養育社会」の実現
- ・視野と体験を広げ、生徒と市民の互惠性のある活動の創出

⑤ 学校園所の使命＝社会性の育成

- ・自他の相互承認の徹底的自覚

乳幼児教育

① 幼児教育と学校教育の円滑な接続

- ① 子どもの最善の利益を第一に考えながら、子ども一人一人の発達の特徴を理解し、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度を育てます。
- ② 運動遊び等を通じた体づくりなど「生きる力」の基礎を育む質の高い教育・保育に、家庭や地域と連携して取り組みます。
- ③ こども園等と小学校及び義務教育学校の連携を積極的に進め、子どもの発達を長期的な視点で捉え、幼児教育と学校教育の円滑な接続を図ります。



すいかわり

② 老朽化した園舎の今後の方針検討

- ① 子どもたちが安心して遊べる、学べる教育・保育ができる環境の充実を図るため、施設の安全点検や適切な維持管理に努めます。
- ② 小規模となっている保育所・こども園の閉園や老朽化した園舎の廃止について、保護者や地域の方との議論を深め、子どもたちの生涯の人格形成の基礎を培う教育・保育の場にふさわしい保育所・こども園づくりを進めます。

③ 子育て支援の充実

- ① 多様な働き方やライフスタイルに合った支援を強化するため、就労要件を問わずこども園等を利用できる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を継続して取り組みます。
- ② 医療的ケアを必要とする児童の集団保育における成長を図るとともに、その家族の離職を防ぎ、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

乳幼児教育の充実に向けて

1 発達や学びの連続性を踏まえた乳幼児教育の充実

- ① 遊びを通じた総合的な指導を行う中で、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」※を踏まえた教育・保育課程の充実を努め、質の高い学びを育みます。
- ② 子ども自身の主体性を養い、子ども一人一人への深い理解と特性や発達段階に応じた指導を工夫するとともに、発達に必要な環境の充実に努めます。
- ③ 乳幼児理解に基づく指導計画、環境の構成と活動の展開、活動に沿った必要な援助について検証や評価により指導の改善を図るとともに、園内外研修を充実します。
- ④ 不適切な保育を行わないようチェック体制や園内外での研修を充実させ、人権に配慮した教育・保育の意識を徹底し「一人一人を大切にする教育・保育」を実践します。インクルーシブ教育・保育を実践し、特別な支援が必要な子どもについては、保護者の理解のもとで関係機関と連携を図るなど組織的に対応するとともに、個別の指導計画に基づき、個に応じた適切な支援を行います。



夏野菜クッキング

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重
- ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い
- ⑩豊かな感性と表現

小学校入学までに育んでほしい資質や能力をまとめたもの。到達すべき目標ではなく一人一人の発達に応じて育んでいくものとされる。一人一人の発達や個人差に配慮しながら生活や遊びの中で習得していくことが大切とされる。

2 多様な遊び・体験を通した自立心と協同性の育成

- ① こども園等と家庭・地域が連携して、決まりの大切さやしてよいこと・悪いことの気づき、考えながら行動するなど、基本的な生活習慣や態度の確立を図ります。
- ② 自然の中での遊びや動植物とのふれあいを通して、開放感や充実感を味わうことで乳幼児の豊かな感性を培います。
- ③ 協同する経験(幼児同士が共通の目的をもち、工夫したり協力したりする経験)を通して、人とかかわる力や伝え合う力の育成を図ります。
- ④ 地域の幼児、児童、高齢者等との交流や地域行事への参加を積極的に進め、多様な体験を通して心身の調和のとれた発達を促します。
- ⑤ 絵本の読み聞かせを通じ、想像力や聞く力を育てます。
- ⑥ 運動への興味・関心を高め、小学校以降の運動習慣につながる運動遊びプログラムや発達の特性に応じた様々な遊びを通して、生涯にわたって健康でたくましい心や体を育てます。
- ⑦ 食育の計画を作成し実践するとともに、保護者や地域に向けて発信し、幼児期における望ましい食に関する習慣の確立に取り組みます。



生き物見つけ

3 子どもが安心して学べる環境の整備

- ① 園通信の発行など家庭や地域に対し積極的な情報発信、園評価の実施、園舎・園庭開放の実施など開かれた園づくりに努めます。
- ② 多様化している保育ニーズに応えるため、一時預かり保育・延長保育・病児・病後児保育に加え、医療的ケア児の保育を実施するとともに、新たな通園給付制度「こども誰でも通園制度」を試行的に実施します。
- ③ 子どもを事故、犯罪及び災害等から守るため、子ども自身が自分の命を守る行動をとることができるよう関係機関とも積極的な連携・協力を図り、施設の安全点検や警察署とともに行う交通安全教室・防犯訓練、消防署による防火訓練などを計画的に行います。また、園内外での感染症予防を徹底していきます。
- ④ 「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、配慮の必要な子どもには、適切に対応します。また、すべての職員がアレルギーに対する知識・対応力を身につけます。
- ⑤ 「幼児バス送迎マニュアル」に基づき、子どもたちの安全を第一に考え送迎バスを運行します。
- ⑥ 日常の様々な機会や参観日、運動会等の行事を活用し、家庭との相互理解を図ります。
- ⑦ 人と人とのつながりを大切にし、様々な年齢層との世代間交流を図ります。(高齢者等との交流・自治協議会との連携・手話教室など)



交通安全教室

学校教育

① 学力の向上

- ① 読解力、対話力、レジリエント力、地域貢献力、ICT活用能力を高めます。
- ② “授業第一”をスローガンに、基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着に向け、学習の系統性を重視した指導方法を工夫し、読書時間の確保、ICT機器の積極的な活用などを通して、“好き”や“夢中”のある学びを創ります。
- ③ 学びの歩みを進めるため、個別最適な学びと協働的な学びに一体的に取り組み、主体的・対話的で深い学びを進めていきます。



他校とオンライン授業

② 地域とともにある魅力と力のある学校づくり

- ① 地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ② ふるさと意識を醸成しながら地域に参画する力を高めるため、小中が一貫して、「やぶ・ふるさとキャリア教育」を推進します。
- ③ 学校や地域の強みを生かした教育活動を展開するため、学校の課題に応じた教職員研修や、学校のアイデアを生かした「YABUスクールチャレンジ事業」を実施し、子どもたちと教職員の教育活動を支援します。
- ④ 衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食を提供するとともに、食育を推進します。
- ⑤ 部活動の地域展開について周知を図り、部活動と地域クラブそれぞれで活動する生徒の保護者を支援します。

③ 学ぶ環境の充実

- ① インクルーシブな教育の充実に向けた学びの環境を整えるため、学校施設維持修繕工事を進めます。
- ② 子どもセンター※を核として、福祉と教育を有機的に結び付けます。
- ③ 不登校対策として、クローバkukuna(校内サポートルーム)を設置し、ほっとkukuna(養父市サポートルーム)と連携して支援します。

※ 教育委員会のこども学び課と教育課、こども・夢・えがお部の子育て応援課が協働して窓口の一本化を進め、【こどもセンター】として機能を持たせています。

学校教育の充実に向けて

1 「生きる力」を育む教育を推進する

- ① 「地域とともにある魅力と力のある学校」の理念のもと、これからの時代に求められる資質・能力を育むため、学習指導要領等を踏まえ、教育課程の編成を工夫するとともに、家庭・地域と連携・協働しながら教育活動を展開します。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けてさらなる授業改善に取り組みます。
- ② 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と主体的に学ぶ態度の育成に努めます。また、個に応じたきめ細かな指導を行い、子どもたちのつまずきの解消や系統性を重視した指導の充実を図り、学力向上に努めます。
- ③ 外国語・英語教育や理数教育の充実、ICT機器を活用した学習の計画的な実施に取り組みます。中学校英語ではAI英会話アプリの活用を進めます。また、情報化社会で適正な活動を行うための情報モラル教育を充実し、プログラミング教育を進める中で論理的思考力向上を図ります。

④ 「環境体験事業」や「自然学校」、「トライやる・ウィーク」をはじめとする兵庫型「体験教育」等を活用し、地域とのつながりを深め、ふるさと意識を醸成しながら地域に参画する力を高める「やぶ・ふるさとキャリア教育」を推進し、主体性や協働性等を育みます。また、養父市の先人の教えを中心にした教育に取り組みます。青谿書院で学ぶ日を設ける「青谿書院塾」を実施することで、ふるさとに対する深い考えや誇りを育みます。

⑤ 「そうあんくんの日」の取組では、子どもたちが主体性をもって生活を創り、読書・お手伝い・自主学习など様々なことに自律的に取り組む力を培います。

⑥ SDGs の理念を基に、国際理解教育、道徳教育、人権教育、福祉教育、環境教育の充実を図り、生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

⑦ 「学校防災マニュアル」の不断の見直し、防災訓練の実施等を通して学校防災体制の充実を図るとともに、かけがえのない生命を守るため主体的に行動できる実践力や共生の心を育成する防災教育に取り組みます。

⑧ 体力・運動能力の向上を図る態度を育成するため、運動遊び等を活用し、運動やスポーツの習慣化等に取り組みます。また、望ましい食習慣等を身に付けられるよう、学校給食等を活用し、家庭や地域と協働しながら食育に取り組みます。

⑨ 生涯にわたって健やかに生きることを目的として、栄養や食事のとり方等について、正しい知識に基づき自ら判断し、食生活をコントロールしていく食の自己管理能力の育成を図ります。そのために学校給食を生きた教材として、学校・家庭・地域と連携を図りながら「食に関する指導」を行います。

⑩ キャリアノート、キャリアパスポートや「やぶ・ふるさとキャリア教育」を効果的に活用することで、9年間を見通したキャリア教育を推進し、社会に触れる機会を充実させ、社会的・職業的自立に向けたキャリア形成を支援します。

⑪ インクルーシブ教育システムを構築し、特別な支援を必要とする子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実させるため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用するとともに、特別支援学級や通級指導教室での指導内容や方法を工夫し、きめ細かく適切な指導・支援に取り組みます。また、障害者差別解消法等に基づき、学校での基礎的環境整備を図るとともに、合理的配慮の提供に対応します。特別支援学校との連携を進め、副籍の導入により、地域の学校の児童生徒との交流を支援します。

⑫ 義務教育学校の取組をはじめ、小中一貫教育を効果的に推進し、小中学校の学びをつなげるとともに、積極的な学校間交流、地域との交流の充実を図ります。



社会教育施設活用



ふるさと学習(青谿書院)

2 子どもたちの学びを支える環境を充実する

① 小・中学校及び義務教育学校の教員が相互に研究を深め、指導方法の工夫・改善、専門性と実践的指導力の向上に取り組みます。

② 教職員の協働体制を確立するため、組織的な学校運営に努めるとともに、教職員が互いに個性や能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。また、若手教職員の資質の向上を図ります。

- ③ スクール・サポート・スタッフの配置等により、教職員の働き方改革を推進する中で、子どもたちと向き合う時間を確保し、愛情と責任感のある心の通い合う指導、学級づくりを行います。
- ④ いじめ防止基本方針に基づき、いじめの積極的認知に努め、組織で迅速かつ的確に対応し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図ります。また、不登校、問題行動等の課題に家庭・地域・関係機関と緊密に連携して対応します。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した教育相談体制の充実を図ります。不登校については、「ほっとステーション」と学校に設置するサポートルームとが連携し、適切な支援を行います。
- ⑤ 学校からの積極的な情報発信や教育活動の公開を行うとともに、地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)として、めざすべき子ども像や教育ビジョンを保護者や地域住民が共有し、学校の教育課題の解決を図ります。また、小規模特認校等、各学校や地域の魅力・特色を生かした取組を支援します。その円滑な運営のために学校に地域コーディネーターの配置を進めます。
- ⑥ 「養父市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、子どもたちが安全に通学できるよう通学路の安全確保に努めます。
- ⑦ 子どもたちの教育の機会を保障するために就学支援等に取り組むとともに、学校施設の安全管理やICT環境の整備等、学習環境の整備に取り組みます。
- ⑧ スマートフォンやSNS等の利用によるトラブルを防止するため、子どもたちがルールを守り、適切に利用する取組を進めます。また、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用等、保護者と連携して取り組みます。
- ⑨ 部活動の段階的な地域展開に向けて、地域人材による指導を進めるとともに、受け皿となる地域クラブの立ち上げを支援します。
- ⑩ 医療との連携を進め、医療関係者を講師として招聘した養護教諭の研修会を実施します。
- ⑪ デジタル教育書の活用や講師を招聘しての教職員研修を実施し、専門性の高い教職員を育成します。
- ⑫ 学校給食衛生管理基準に基づき、安全安心な学校給食を提供します。
- ⑬ 生涯にわたって健やかに生きることを目的として、栄養や食事のとり方等について、正しい知識に基づき自ら判断し、食生活をコントロールしていく食の自己管理能力の育成を図ります。そのために学校給食を生きた教材として、学校・家庭・地域と連携を図りながら「食に関する指導」を行います。
- ⑭ 学校給食において、地域で育てられた農畜産物を使用し、食と農への理解を深め、地産地消への意識の醸成と市内産有機農産物の積極的な活用に努めます。
- ⑮ 「親子ではぐくむ『5つの生活習慣』」を推奨し、家庭・地域と連携して、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、家庭学習の手引きの活用等により、学習習慣の定着を図ります。また、家庭の協力を得ながら「そうあんくんの日」の取組を充実させ、自律的な生活を送るとともに、自ら課題を見つけ、自主的に学ぶ意欲を育成します。



社会教育

市民の学びの充実

「社会的処方」の視点を踏まえ、地域や人のつながりづくりを促進します。

① 学校・家庭・地域の連携、協働の推進

・地域学校協働活動の充実を図り、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整備します。

② 歴史文化遺産の整備と活用

・史跡八木城跡や青谿書院記念館の整備を進め、国指定に向けた大藪古墳群の調査を実施します。また令和6年度に整備した関宮地域局別館の文化財展示室で常設展示を公開し、歴史文化遺産の継承と活用を図ります。

③ 健康・体力づくりの推進

・健康づくり、体力づくりのため、市民誰もがそれぞれの体力や年齢に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる機会を創出します。



放課後こども教室

社会教育の充実に向けて

1 主体的に生きるための学びと場の充実

- ① 生涯を通じて、すべての市民が自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得や知的・人的ネットワークの構築等により、市民の多様な「学び」を支える取り組みを推進します。
- ② 図書館の蔵書数の増加を含め、各図書館分館と連携して市民の読書環境の充実に努め、豊かな感性を育てる読書活動を推進します。
- ③ 池田草庵、北垣国道、上垣守国ら郷土の先人ををはじめとする郷土資料の充実を図り、多様な学習機会の提供に努めるとともに、歴史、文化等、養父市の魅力を発信します。
- ④ 市立各ホールにおいて、伝統芸能や舞台芸術、音楽鑑賞等の機会を提供するとともに市民が主役の芸術や文化活動を支援します。
- ⑤ 学校・家庭・地域の連携・協働により、地域資源を活用した体験活動の機会を提供し、ふるさとへの愛着や誇り、命を大切に作る心や思いやりの心を育む機会を提供します。
- ⑥ 地域のボランティア等幅広い住民の参画や関係機関との連携により、放課後子ども教室やこどもの冒険広場事業等を実施し、子どもたちの学びや成長を支えるための居場所づくりを進めます。
- ⑦ 社会教育施設の運営や安全管理に努め、「学びの場」「交流の場」としての充実を図るとともに、市民が主体的に取り組む地域づくり活動を支援します。池田草庵、上垣守国、山田風太郎の各記念館を利用して先人を学ぶ取組を進めます。また、大庄屋記念館では昔の人々の暮らしを体感します。



PTCAフォーラム

- ⑧ PTAや子ども会活動等を支援し、PTCAフォーラム等を通じて、子ども同士や親子、保護者、学校と地域の交流を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを進めます。

2 文化財等歴史文化遺産の保存・継承と活用

- ① 文化財の保存と継承を通じて「魅力あふれる養父市」を実現します。養父市には国・県・市の指定文化財が167件あり、市民が中心となって文化財を保護し、地域づくりのために活用することが重要です。市民との協働によりふるさとの魅力を発信し、先人から受け継いだ歴史文化遺産を顕彰します。
- ② 市民が継承している県指定文化財のねっぺい相撲やざんざか踊り等の伝統芸能、大藪古墳群等の文化財の保存活動を支援し、市民団体と連携した地域づくりを進めます。
- ③ 養父市には縄文時代の遺跡をはじめ古墳や城跡など、約1,500箇所の埋蔵文化財があります。令和6年度に引き続き大藪古墳群の発掘調査を実施し、朝来市と共同で国指定文化財の指定を目指します。
- ④ 歴史文化遺産を継承するため、大屋町大杉地区にある養蚕集落内の建物整備、史跡八木城跡の公園整備等により文化財の保存を図ります。また、老朽化している青谿書院記念館の改修工事を実施します。



八木城跡・殿屋敷イベント

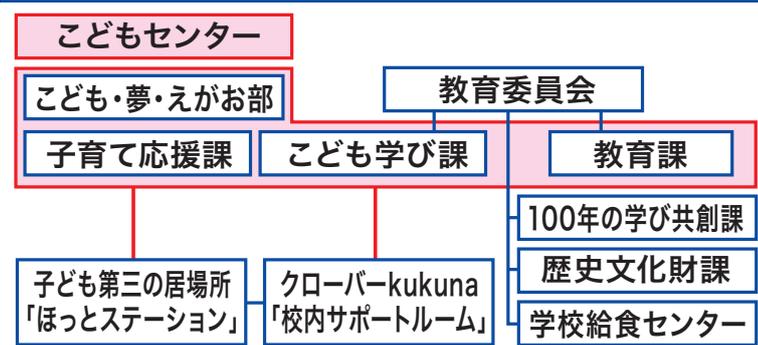
3 元気なまち 養父市 ひとり 1スポーツで 健康づくり

- ① 養父市スポーツ協会、養父市スポーツ推進委員会、スポーツクラブ21などの各種スポーツ団体と連携し、誰でも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会を目指します。
- ② スーパーアスリートという本物のプレーをみる機会、触れる機会、交流する機会を創出し、スポーツへの関心を高め、地域スポーツの活性化、スポーツ活動への参加促進に努めます。
- ③ ジュニアスポーツ団体等の自主的、継続的な活動に対し、養父市スポーツ安全保険補助金などにより支援します。
- ④ ワールドマスターズゲームズ(WMG)開催に向け、オリエンタリング競技の普及やPRを引き続き進めていきます。



イヌワシ駅伝

実現に向けての組織改編



こどもセンターについて

教育委員会のこども学び課と教育課、こども・夢・えがお部の子育て応援課が協働して窓口一本化を進め、【こどもセンター】としての機能を持たせています。

こどもセンターの機能は、養父地域局2階に集約し、子育てに関するご相談やご質問に応じています。

お気軽にお立ち寄りください。

親子ではなくむ『5つの生活習慣』

「しつけとは、親と子の真剣勝負のようなもの」
子育てをする大人が真剣に子どもと向き合い、よりよい生活をめざして一緒に努力するとき、はじめて子どもの心と態度が変わります。

1 早寝・早起きの習慣

規則正しい生活リズムは、子どもの発育に欠かせない習慣です。
早寝・早起きをすると、朝の目覚めがすっきりし、その日一日を元気にスタートできます。

- ①親子で約束を決め、言われるまでにそれができるよう習慣づけましょう
※決めた時間に勉強する、入浴する、歯みがきをする、時間になったら布団に入る など
- ②幼いうちは添い寝や絵本の読み聞かせなどをして、子どもが寝る態勢をつくりましょう
- ③テレビを見る時間を減らすなど、大人の夜型の生活に子どもを巻き込まないようにしましょう



2 規則正しい食事の習慣

一日三食の食事の中でも、朝食は特に一日の心の安定や集中力、体力を向上させ、身体のリズムを整えます。毎朝食事をする習慣を子どもの時から身に付けることで、生涯を通じて健康的な生活を送ることができます。

- ①食事を作った人に感謝できる子ども、好き嫌いのない子どもに育てましょう
- ②準備や後片付けを手伝わせるなど、年齢にあった役割を与えましょう
- ③できるだけ家族そろって、楽しく食べるよう心がけましょう

3 あいさつの習慣

あいさつはよりよい人間関係を築く出発点です。

- ①親から子どもに進んで声をかけ、あいさつの手本を見せましょう
- ②家庭でも地域でも自分から進んであいさつをしましょう
- ③子どもの顔を見てあいさつをしましょう



4 片付けの習慣

身の回りの片付けをすることは、物を大切にすることを育てます。
さらに『自分のことは自分でする』という自立心や責任感の基礎を育みます。

- ①使い終わったものはその都度片付けるよう教えましょう
- ②次のことは自分でできるように習慣づけましょう
※食器を洗い場へ持って行く、服をたたむ、靴を揃える など
- ③できたらほめるなど子どものやる気を伸ばしましょう
- ④大人も整理整頓に努めましょう



5 読書の習慣

読書は豊かな感性や情操、思いやりの心、考える力を育てます。
また、新たな言葉との出会いを通して、言語力や表現力が高まります。

- ①幼児期の子どもには、短い時間でよいので毎日読み聞かせをしましょう
- ②本の内容について、楽しく子どもと話をしましょう
- ③家庭でも「読書する日」を設けて、親子で一緒に本を読みましょう



第3日曜日は『家庭の日』。家族と一緒に過ごす機会を持ちましょう。

養父市小・中学校、義務教育学校、認定こども園、保育所 園児・児童・生徒数一覧

■ 小学校

番号	学校名	児童数	学級数 (内 特別支援)	電話番号	FAX
1	養父小学校	56	7(1)	665-0300	665-0310
2	広谷小学校	174	9(2)	664-0023	664-0955
3	建屋小学校	51	6	666-0240	666-0340
4	大屋小学校	89	8(2)	669-0016	669-0072
5	高柳小学校	80	7(1)	662-2058	663-1070
6	八鹿小学校	250	13(2)	662-2185	662-2186
7	伊佐小学校	70	8(2)	662-2087	663-1601
8	宿南小学校	26	4	662-2857	663-1160
合計		796	62(10)		

■ 中学校

番号	学校名	生徒数	学級数 (内 特別支援)	電話番号	FAX
1	養父中学校	171	8(2)	664-1001	664-1910
2	大屋中学校	61	4(1)	669-0111	669-1690
3	八鹿青溪中学校	203	8(2)	662-2237	662-2238
合計		435	20(5)		

■ 義務教育学校

番号	学校名	児童生徒数	学級数 (内 特別支援)	電話番号	FAX
1	関宮学園	前期 123	7(1)	667-2759	667-3184
		後期 66	4(1)		
合計		189	11(2)		

■ 認定こども園

区分	番号	認定こども園名	定員	電話番号	FAX
市立	1	宿南こども園	20	662-5110	662-5110
	2	伊佐こども園	55	662-2528	662-2528
	3	三谷こども園	35	666-0403	666-0403
	4	広谷こども園	180	664-0706	664-0706
	5	養父こども園	50	662-0365	662-0366
	6	大屋こども園	75	669-1103	669-1169
	7	関宮こども園	90	667-2184	667-2184
私立	1	童和こども園	40	662-5511	662-5530
	2	日光認定こども園	110	662-2807	662-2991
	3	たいようこども園	140	662-4835	662-4835
合計			795		

■ 保育所

区分	番号	保育所名	定員	電話番号	FAX
市立	1	小佐保育所	20	662-3915	662-3915
合計			20		

■ 関係機関連絡先

県立但馬やまびこの郷	079-676-4724
豊岡こども家庭センター	0796-22-4314

※令和7年4月1日見込み
令和7年3月1日現在

養父市内の教育施設等連絡先一覧

養父市 教育委員会	教育課	TEL664-0282	認定こども園・保育所・学校の施設設備及び備品の管理、教育委員会会議、スクールバスの運行、統計調査、社会教育の企画・調整、生涯学習の推進など
	こども学び課	TEL664-1627	教育方針の策定、認定こども園・保育所の運営、学校への指導・助言、教職員研修、教育相談、教職員の人事・服務、教科書給与、就学事務、通学区など
	100年の学び共創課	TEL664-1628	社会教育の調整、PTA、こども会、コミュニティ・スクール、人権教育など
	歴史文化財課	TEL661-9042	文化財の調査・保存、国指定文化財等の修理・整備、埋蔵文化財調査・指導、古墳公園及び記念館等の施設管理など
	学校給食センター	TEL664-1801	給食調理、配送・回収、食育指導など

区分	施設名	住所	電話 (問い合わせ)	施設名	住所	電話 (問い合わせ)
公民館 ホール	八鹿公民館	八鹿町八鹿538-1	662-0070	大屋公民館	大屋町山路7	669-0120
	やぶ市民交流広場ホール			おおやホール		
	養父公民館	広谷250	664-1141	関宮公民館	関宮637	667-2331
	ピバホール			ノビアホール		
記念館等	天文館バルーンようか	八鹿町八鹿2142-3	全天候運動場へ 663-2021	上垣守国養蚕記念館	大屋町蔵垣246-2	かいこの里交流施設 669-1580
	青谿書院記念館	八鹿町宿南171	宿南地区自治協議会 662-3400	山田風太郎記念館	関宮605-1	663-5522
	大庄屋記念館	小城36	歴史文化財課へ 661-9042			
スポーツ 施設	全天候運動場	八鹿町国木697-1	663-2021	養父体育館	広谷280	養父公民館へ 664-1141
	つるぎが丘公園	八鹿町小山291-1	662-3803	おおやB&G海洋センター	大屋町大屋市場975	669-1601
	つるぎが丘公園温水プール・健康支援施設	八鹿町小山291-1	662-5744	関宮農村広場	関宮170	関宮公民館へ 667-2331
	八鹿体育館・ようか武道館	八鹿町八鹿1809-5	八鹿公民館へ 662-0070	関宮農林漁業者等健康増進施設	関宮630	関宮公民館へ 667-2331
サポート センター	子育て・移住サポートセンター	八鹿町八鹿1694-1	662-2677	ほっとステーション(kukuna)	広谷297-1	661-9019

※令和7年4月1日見込み
【編集・発行】養父市教育委員会 令和7年3月1日現在